

関川水系における魚類の販売の自主規制及び食用抑制の指導を
令和 8 年 3 月 31 日に解除します

上越地域の関川水系では、魚類の一部の検体で水銀の暫定的規制値^{※1}を超えていたことから、県では昭和 48 年から魚類の販売の自主規制及び食用抑制の指導を行ってきました。

これまで魚類や水質の調査を行い、監視を継続してきましたが、暫定的規制値を超えないことが確認されたため、関川水系全水域において指導を令和 8 年 3 月 31 日に解除します。

※1 暫定的規制値（昭和 48 年 7 月 厚生省）
総水銀 0.4ppm、かつ、メチル水銀 0.3ppm を超える

1 解除日及び対象水域

- (1) 解除日：令和 8 年 3 月 31 日
- (2) 対象水域：関川水系全水域

2 これまでの経緯

- 昭和 48 年の規制以降、県では魚類及び水質の調査を行い、一部の水域や魚種においては、順次指導を解除してきましたが、関川上流で火山由来の自然水銀が流入することがあることから、平成 15 年度以降は別紙のとおり指導してきました。
- 令和 3 年度以降、すべての検体で暫定的規制値を超えていないことが確認され^{※2}、また、関川上流で自然水銀が検出されても、魚類に影響しないことが確認されましたので、このたび指導を解除します。

※2 令和 3～7 年度 魚類調査結果
ウグイの総水銀量 0.06～0.12ppm（5 検体平均値）（最大 0.14ppm、最小 0.05ppm）

（参考）

厚生労働省によると、魚介類には微量の水銀が含まれているが、平均的な日本人の水銀摂取量は健康への影響が懸念されるようなレベルではない、とされています。

魚介類に含まれる水銀について（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/suigin/>

3 解除後の対応

魚類の安全は確認されましたが、自然水銀の流入する河川であることから、県では河川の監視を継続していきます。

本件についてのお問い合わせ先

○水質調査に関すること

環境対策課〔担当〕遠藤

(直通) 025-280-5157 (内線) 2716

○食用抑制に関すること

生活衛生課〔担当〕石本

(直通) 025-280-5205 (内線) 2674

○魚類調査に関すること

水産課〔担当〕吉田

(直通) 025-280-5315 (内線) 2990

平成15年度以降の指導状況



	地図上の表示	対象魚種	指導内容
①	—	全魚種	なし
②		ニジマス、ヤマメ、アユ、カワヤツメ及びイワナを除く魚種	食用抑制の指導
③	——	アユ、カワヤツメ及びイワナを除く魚種	販売の自主規制の指導



①の水域は、平成14年度までに全魚種・全水域を解除済み
 ②、③の水域は、令和8年3月31日以降、全魚種・全水域の指導を解除